

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 8 条に基づき、女性の個性と能力が十分に発揮できる環境を実現するため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

2026 年 3 月 20 日~2029 年 3 月 21 日

2. 内容

女性の役職者の人数を 8 名以上になるよう登用を目指す

【取組内容】

(1) 2026 年 4 月～

- ・ 定期面談の実施
- ・ 役職候補者の把握および育成計画の策定

(2) 2027 年 4 月～

- ・ キャリアアップ研修を実施（外部研修含む）
- ・ 上司向けの部下育成研修を実施する（外部研修含む）

(3) 2028 年 4 月～

- ・ プロジェクトのリーダーに就き活動する（実施訓練）